

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
27	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

熊本市は、難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言致します。

特記事項

評価実施機関名

熊本市長

公表日

令和6年9月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	難病の患者に対する医療等に関する法律による特定医療費の支給に関する事務
②事務の概要	<p>【概要】難病の患者に対する医療等に関する法律に基づき、指定難病の患者の医療費の支給に関する事務を行う。</p> <p>【具体的内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> 特定医療費の支給に関する事務 特定医療費の支給認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務 特定医療受給者証に関する事務 特定医療費の支給認定の変更に関する事務 特定医療費の支給認定の取消しに関する事務 特定医療費の支給に関して必要な資料等の求めに関する事務 特定医療費の申請内容の変更の届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務
③システムの名称	難病医療費管理システム、庁内連携システム、団体内統合宛名システム、中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
指定難病医療受給者管理ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表 第131項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 第71条
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	<p>[実施する]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	<p>(情報提供の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 42、80、125、161の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第44条、第82条、第127条、第163条</p> <p>(情報照会の根拠)</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 158の項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用 特定個人情報の提供に関する命令 第160条</p>
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康福祉局保健衛生部医療対策課
②所属長の役職名	医療対策課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	熊本市総務局行政管理部法制課情報公開窓口 〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 096-328-2059
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	健康福祉局保健衛生部医療対策課難病対策班 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 TEL 096-364-3300

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人以上1万人未満]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[O] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年6月19日	Ⅱ 1 いつの時点の計数か	平成29年8月29日 時点	平成30年6月19日 時点	事後	
平成30年6月19日	Ⅱ 2 いつの時点の計数か	平成29年8月29日 時点	平成30年6月19日 時点	事後	
令和1年5月27日	I 8 連絡先	医療政策課	医療政策課難病対策班	事後	
令和1年5月27日	I 8 連絡先	3186	3300	事後	
令和1年6月30日	I 5 ②所属長	医療政策課長 川上 俊	医療政策課長	事後	新様式への変更
令和1年6月30日	Ⅳ リスク対策	なし	Ⅳ追加	事後	新様式への変更
令和2年6月29日	Ⅱ 1 いつの時点の計数か	平成30年6月19日 時点	令和2年6月29日時点	事後	
令和2年6月29日	Ⅱ 2 いつの時点の計数か	平成30年6月19日 時点	令和2年6月29日時点	事後	
令和4年1月5日	Ⅱ 1 いつの時点の計数か	令和2年6月29日時点	令和3年1月5日時点	事後	
令和4年1月5日	Ⅱ 2 いつの時点の計数か	令和2年6月29日時点	令和3年1月5日時点	事後	
令和5年3月15日	Ⅱ 1 いつの時点の計数か	令和3年1月5日時点	令和5年2月24日時点	事後	
令和5年3月15日	Ⅱ 2 いつの時点の計数か	令和3年1月5日時点	令和5年2月24日時点	事後	
令和5年7月18日	Ⅱ 1 いつの時点の計数か	令和5年2月24日時点	令和5年6月28日時点	事後	
令和5年7月18日	Ⅱ 2 いつの時点の計数か	令和5年2月24日時点	令和5年6月28日時点	事後	
令和6年4月1日	I 5 ①部署	健康福祉局保健衛生部医療対策課	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 5 ②所属長の役職名	医療対策課長	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	I 8 連絡先	健康福祉局保健衛生部医療対策課難病対策班 〒862-0971 熊本市中央区大江5丁目1番1号 TEL 096-364-3300	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ 1 いつの時点の計数か	令和5年6月28日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年4月1日	Ⅱ 2 いつの時点の計数か	令和5年6月28日時点	令和6年4月1日時点	事後	
令和6年8月19日	I 3 法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」と	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律 別表 第131項	事後	
令和6年8月19日	I 4 ② 法令上の根拠	(情報提供の根拠)番号法別表第2 26、56の2、87の項	(情報提供の根拠) 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	